の生まれ。幼いころの名前は ついてのお話です。 岡兄弟の父である、 あり、小鶴の息子、そして松 ました。今回は、 と、祖母小鶴について紹介し 8月号は、松岡兄弟の母たけ 岡五兄弟 松岡操は天保3年(1832) 広報ふくさき』7月号と 松岡操 第29話 たけの夫で 松岡操に

松岡操肖像画(個人蔵)

名前とは別に、雪香や約斎と 乗るようになりました。また、 さらに明治になって、操と名 文。その後、賢次と改名し、

ました。 かに付ける名前) も持ってい いう号 (学者などが本名のほ 松岡兄弟の父 神戸大学大学院人文学研究科

福崎の身近にある歴史を掘り起こそうで

地域連携センター 研究員

井 上

舞

小鶴や、 て生野まで行こうとし、小鶴 てから、生野に移り住んだ至 を慕っていたようで、成長し でした。もっとも、操は父親 ました。 親の至が松岡家から離縁され からひどく叱られたこともあ に会うため、ひとり山を越え たそうです。 操が7歳になったころ、父 離縁の理由は、妻の 義父の左仲との不仲

設立した学問所)を経て、好(姫路にあった、河合寸翁が 塾に入門。さらに、仁寿の出黌尾上町)の医師、梅谷左門の このころ、たけと結婚。 加古郡安田村(現、 それに応えて学問に励みまし 手ひとつで操を教育し、操も らくは医業のかたわら学問に べく修行を積んで辻川に帰り 古堂 (姫路藩の藩校) に入門 た。天保15年 (1844) に、 します。 その後、 医師となる 夫と別れたのち、小鶴は女 加古川市

> 年 (1863) に姫路の熊川 学校の教員になったり、 治のはじめごろまでここに勤 の神主をしていた時期もあり めていました。その後は、小 舎の舎監として迎えられ、明 はげんでいましたが、 文久3 神社

任せていたようですが、学問 どもの躾についても、たけに はたけに頼り切りでした。子 の勘定すらできず、日常生活 であったと言えます。 ては、操は非常に優れた学者 えるように、こと学問に関し とがあったそうです。 転んで読んでいて叱られたこ 井上通泰は幼いころ、 に関することだけは厳しく、 全く無頓着で、着替えやお金 それ以外のことについては、 こうした経歴からもうかが 本を寝 しかし、

中から、松岡輝夫 (映丘)が の文章を残しています。その 弟はそれぞれ、両親について 書き残した、父親との思い出 柳田國男をはじめ、松岡兄

> のの、世間一般の常識には疎 学問については優れているも を請求された話を紹介してい で人力車に乗って、高い料金 をせずに、言われるままの額 ました。そして、値引き交渉 い人、という印象を持ってい 輝夫もまた、 父親につい て

ます。 を残しています。 親の絵にまつわるエピソード それに加えて、輝夫は、

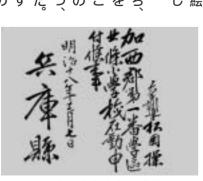
父

明してくれていたそうです。 てくれたそうです。 描いて持って行くと、その絵 に言いました。そして、絵を 様子を絵に描いて見せるよう 居を見に行ったときは、その さらに、輝夫がお祭りやお芝 やすいように、絵を描いて説 そのとき、子どもにも理解し な話を聞かせていましたが、 についていろいろと批評をし 操は、幼い輝夫にさまざま

操はすでに長男の鼎に家督を るにつれて、歴史譚や古典の 幼いころはおとぎ話、 輝夫に話を聞かせていました。 あった操は、毎晩ひとつずつ、 のため、比較的時間に余裕の 譲り、隠居していました。こ 話になり、 また、輝夫が生まれたころ それは10年近く、 成長す

欠かさず続いていたそうです。 両親についての感想」)

典や歴史の知識があったので 受け継がれた絵の才能と、古 が行う儀式や服飾などの制 本の風景や文物を題材にした取り組むようになります。日 が好きで、それが高じて画家 っていませんが絵心があった 度)の知識が欠かせません。 古典や有職故実(貴族や武士 の道に進み、大和絵の研究に とを書き残しています。輝夫 ようで、國男や通泰もそのこ 大和絵を研究するためには、 操については、作品こそ残 幼いころから絵を描くの 親子のやりとりを通じて 松岡映丘誕生の背景に



辞令書(北条小学校訓導) (柳田國男・松岡家記念館蔵)

だより

ハイ!

神崎郡消費生活 中核センタ 相談員です

原野商法 二次被害の手口に注

がりする」と勧誘されて山林 (原野)を150万円で購入 相談 30年ほど前に「絶対に値上

れるなら契約したいという気 何度か電話で話を聞いて、売 0万円で売れると言われた。 ため話を聞いた。最初は20 持ちになっていった。 続の負担になると思っていた と言う人がいる」と電話があ 有されている山林を買いたい 高く売れるどころか相 不動産会社から「所

0万円を手渡した。 の言葉を信じて契約し、 万円必要」と説明する担当者 売れそうだ。手数料が100 訪問を承諾。「400万円で でと電話をかけてきた業者の 後日、近くまで来ているの

てセンター から業者に電話を

した。

担当者の携帯電話

話が通じなくなりました。 対応してもらえないまま、 当者から改めて連絡する」 務の者だからわからない。 かけて交渉しましたが、「

と担事

談するよう促された。 られて、消費者センターに相 円を銀行で出金する際に止め 解決できると言われた。50万 いたところ、別の不動産業者 から電話がかかり、50万円で 困ったことになったと思って に連絡するが通じなくなった。

(70歳代男性

消を求める通知書を作成し、 約取消)があるため、 う契約になっていました。 簡易書留で送付してもらいま いう法律 (不実告知による契 ものは取消すことができると 異なることを告げて契約した 通知書が届くのを見計らっ 業者が勧誘に際して事実と 00万円で新たな山林を買 契約書を見せてもらうと、

年金手帳を紛失したら 再発行をしましょう!

普段の生活の中で年金手帳が必要になることは ほとんどないと思いますが、就職・退職などによ る切り替え(種別変更)、または年金の受給手続 きなどの際には、必ず必要になります。

もし年金手帳を紛失した場合は、再発行をして おきましょう。

第1号被保険者 (国民年金加入者)	住所地の市区町村役場で手続き。 即日発行を希望される場合は、 年金事務所で手続き。
第2号被保険者 (厚生年金·共済年 金加入者)	勤務先に再発行を依頼。 または年金事務所で手続き。
第3号被保険者 (第2号被保険者の 被扶養者)	第2号被保険者の勤務先に再発 行を依頼。 または年金事務所で手続き。

年金制度に属さない方法はありません

年金は「老齢になったとき」「障がいになった とき」の生活保障と、「死亡したとき」の遺族へ の保証の3つの給付があります。

自分のためにも、家族のためにも、年金手続き はきちんとしておきましょう。



問い合わせ先 住民生活課(内線374) 姫路年金事務所 ☎079·224·6382 法を探りましたが困難な状況 は実行されていました。 万円で買う」という売買契約 ていました。「山林を100 記を相談者に確認してもらう 弁護士に相談して、救済方 法務局で購入した山林の登 所有権は相談者に移転し

る」などと言って、価値のなもなく駅ができて便利になして値上がりする」とか「間原野商法とは、「別荘地と 1970年代頃から社会問題 い山林を売りつける商法です [アドバイス]

になりました。

害者が高齢になった今、 が発生しています。 新たな契約をさせる二次被害 却したい心理を巧みに操って、 困っているなど、できれば売 また、当時の原野商法の被

してくる悪質業者が存在しま能力の衰えにつけ込んで勧誘 ているようです。 引され、被害拡大につながっ す。業者間で顧客リストが取 判断

やす契約をしてしまう可能性 はありません。逆に損害を増 売れるというようなうまい話

昔購入した別荘地や山林が

月曜日は休館日

9

時~

, 16 時

わせ、 費生活中核センター 相談日時 秘密厳守 **22** · 4977) 火~ 金曜日 相談は無料

消費生活の相談や問 ιĬ 合

電話設定等を利用した電話対 策が有効です。 ンバーディスプレイや留守番 電話には出ないことです。 被害を防ぐには、知らない

税金の支払いや山林の管理に を狙って、相続の負担になる

こうした原野商法の被害者

が高いです。ご用心ください

苦情は、 神崎 郡消

災害時に自力で避難が困難な方へ

~ 災害時要援護者登録 兼 個別支援計画の作成について~

福崎町では、災害が発生した時やその恐れがあ る時に、手助けが必要なお年寄りや体の不自由な 方に対して、地域の方に避難の声かけなどの支援 をお手伝いしていただく取り組みを進めています。 支援の内容

災害発生時や災害発生が予想される状況にあ るとき、地域支援者(支援をする方)から避難の 声かけや手助けを受けられます。

登録されていても、災害の状況によっては支 援を受けられない場合があることをご理解く ださい。また、地域支援者が責任を負うもの でもありません。

対象となる方

次に掲げる方のうち、災害時において地域の 支援を希望する方

高齢者(一人暮らし、高齢者のみの世帯、 たきり、認知症など)

障害のある人(身体障害、知的障害、精神障 害など)

その他、避難行動に不安のある方

登録申請

支援を希望される方は、地区の区長へ申し出 てください。地域支援者を決めたうえ、「登録申 請書兼個別支援計画」を作成します。

記入した情報を関係機関へ提供することにつ いて同意が必要です。

地域への情報の提供

提供いただいた情報については、避難支援の みに使用させていただきますが、町関係各課、 警察署、消防署、社会福祉協議会、民生委員 児童委員、自治会及び地域の支援者、自主防災 組織で共有させていただきます。

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)

事故等で病院に かかるときは届 け出が必要です

交通

明書(コピー)・保険証 国保の保険証を使って医療機関を受診 状況報告・念書・誓約書・交通事故証 出てください。 する場合には、 ・第三者行為による傷病届・事故発生 届け出に必要なもの から加害者に請求します。 ですが、 本来、 :たときや自損事故を起こしたときに[:] ,故やケンカなど第三者から傷害を受国民健康保険被保険者の方が、交通 一時的に国保が立て替え、 治療費は加害者が支払うも 必ず国保医療係に届け · 印鑑 後 の

> 保医療係に連絡し、示 する場合は、 意が必要です。 示談を 場合がありますので注 と国保が使えなくなる 事前に国

問い合わせ先 連絡ください。 治療が完了・中止したときは必ずご の写しを提出してください。また、 談成立の場合は、すみやかに示談

示談を済ませてしまう 治療費を受け取るなど け出前に加害者から



(ただし、

問い合わせ先 康福祉課

町民福祉係

福祉手当が支給されます。 別障害者手当もしくは障害 ると認められた場合には、 医師の診断書等により該当 どの在宅障がい者(児)の方で 方は除きます) 入院中や施設に入所している 所得制限があり、

内線365)

特別障害者手当 及び :害児福祉手当 のお知らせ

重度の障がいが重複するな

常生活や社会生活に制約がある方に

精神障がいのため長期にわたり日

神障害者保健福祉手帳

交付される手帳です。

申請に必要なもの

写真1枚(縦4m

× 横 3

cm

特 す

認証明書(免許証等)

健康福祉課

国保医療係(内線355

有効期限の3ヶ月前からです。 有効期限は2年です。 問い合わせくだい。 診断書の代わりに障害年金証書等 による申請も可能です。 更新手続 詳細はお

有効期限・更新について

は

更新の場合は現在の手帳

精神障害者保健福祉手帳用診

断

個人番号のわかるもの

以内の撮影で正面・脱帽のもの

自立支援医療(精神通院

する制度です。 療機関での通院医療費の一部を助 的に必要となる方に、指定された医 精神疾患による通院治療が、 継続

申請に必要なもの

個人番号のわかるもの 自立支援医療 精神通院用診

断

有効期限・更新について 更新の場合は現在の受給者証 健康保険証

有効期限の3ヶ月前からです。 申請には印鑑が必要です。 各申請書は役場にあります 有効期限は1年です。更新手 続は

問い合わせ先

健康福祉課 町民福祉係(内線353

農地のQ&A

自分の所有している農地に農業用倉庫を建てたいのですが、 許可が要りますか?



所有農地の保全または利用増進のための 施設、例えば、耕作のための道路、用排水 路等に転用する場合や、農業用倉庫、温室、畜舎等、 農業経営上必要な施設で、転用する面積が200㎡ 未満の場合は、事前に農業委員会に届出をすれば、 許可は要しないこととなっています。

しかし、所有者以外の第三者が転用したり、農 業用倉庫等の転用面積が200㎡以上の場合は、許 可が必要となります。

なお、農業振興地域の整備に関する法律に定め る農用地区域内の農地(農振農用地)の場合は、 農業用倉庫であっても転用はできません。

他に適所がなく、やむを得ずその土地に農業用 倉庫を建てる場合は、農振農用地を農業用施設用 地に「用途変更」する手続きが必要になりますので、 詳細は農林振興課の農業振興地域制度担当にお問 い合わせください。

(注)適法な手続きを行わずに農業用倉庫等を 建築することは、「無断転用」になります。無断 転用は、農地法に違反することとなり、農地等の 権利取得の効果が生じないだけでなく、県知事に よる工事の中止、現状回復などの命令が出る場合 がありますし、農地法違反に対し罰則の規定もあ りますので、農業用施設を建てられる前には必ず 農業委員会にご相談ください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会・農業振興地域制度担当(農林振興課内・内線313)

兵庫県最低賃金が844円に 改正されました

10月1日に兵庫県最低賃金が改正され、時間 額844円になりました。(改正前は819円)

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等す べての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(🕿 078-367-9154)または最寄りの労働基準監督署 にお問い合わせください。

10月1日改正 育児休業給付金の支給期間が 2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなど の理由により、子が1歳6か月に達する日後の期 間についても育児休業を取得する場合、その子が 2歳に達するまでの期間、育児休業給付金の支給 対象となります。

問い合わせ先 姫路公共職業安定所適用課 **23**079-222-4432



福崎町の豊かな自然と歴史が調和した自然歩道 を散策し、深まりゆく秋の一日を過ごしませんか。

コース	距離	みどころ
のんびりコース	約9km	應聖寺・金剛城寺
ファミリーコース	約14km	七種山
健脚コース	約20km	七種の滝

 \Box 時 11月23日(木・祝)8:00受付開始

集合場所 神戸医療福祉大学キャンパス(小雨決行)

参加費 200円

申込期間 10月16日(月)~11月17日(金)

申込方法 電話かFAXで、参加者全員の氏名・ 住所・性別・年齢・電話番号・参加コースをお

知らせください。

当日申し込みも可能です。

未就学児は保護者同伴でお願いします。

申込・問い合わせ先

住民生活課(内線373) FAX22-5980

10月.11月の行事予定

子育て学習講座

「おくおく思子あそび」

~ からだをうごかしてあそぼう!~

日 時 11月8日(水)10:00~11:30

場 所 第1体育館

講師 福崎町体育指導専門員 藤井純子

持ち物 お茶、上靴、汗拭きタオル、

フェイスタオル (約33cm×80cm)

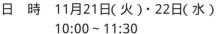
動きやすい服装でお越し下さい。

"からだを動かすことは楽しい"ことを親子で体験 し、日常の生活の中に生かしていきましょう。

• 問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。

飲食飾るる』

秋の自然物を使ってリースを 作りましょう。



場 所 にこにこひろば

対 象 就園前の子どもとその保護者

定 員 各日とも10組

持ち物 秋の自然物(どんぐり、まつぼっくり、 小枝など)、麻ひも(あれば)

申込先 にこにこひろば

にこにこひろばで作って遊ぼう!

「的与的与研》和意及」

日 時 11月30日(木) 10:00~11:30

場 所 にこにこひろば

対 象 就学前の子どもとその保護者 製作時間は約20分です。10:00~11:30の間で都 合のいい時間におこしください。

11月から月に1回、製作あそびをします。

問い合わせはにこにこひろばへ。申込は不要です。

「お谷ののの名間」

おんがくあそびの会【ドレミ】

10月12日(木)・11月9日(木) 10:00~11:00

八千種研修センター

絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】 11月2日(木)10:00~10:40

文化センター 2階 和室

• 問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。

地域支援活動"すきっぷひろば"

第2回すきっぷひろばがはじまります

子どもといっしょに絵本やリズム遊び、わらべうた 遊びを楽しみながら、子育ての悩みを話したり、情報 交換をして、ゆったりと過ごしませんか。

ぜひ、ご参加ください。申し込みは不要です。

	日 程	実施場所	日 程	実施場所
	10月11日(水)	高岡幼児園	11月1日(水)	辻川公民館
	10月20日(金)	西野公民館	11月6日(月)	中島公民館
	10月23日(月)	山崎公民館	11月10日(金)	八千種幼児園
	10月26日(木)	西光寺公民館	11月16日(木)	田尻公民館
	時間 10:00~11:00 どこの公民館・幼児園でも ご参加いただけます。 11/18(土)、11/20(月)は		11月18日(土)	福田公民館
			11月20日(月)	大門公民館
			11月27日(月)	西治公民館

ミニデイ利用者の方との交流を予定しています。

たかおかひろば・やちくさひろば

11月の予定 開設時間は、10:00~15:00です。

たかおかひろば	やちくさひろば
24日(金)	10日(金)

→ 個別相談 —

10月17日(火)・11月21日(火) 10:00~14:00

場所:文化センター 2階 和室

申込は下記の 3施設で受付

個別相談員:大内和惠

子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレスhttp://www.town.fukusaki.hyogo.jp

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月~金曜日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:00

福崎幼児園内

22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば (東部子育て学習センター)

月~木曜日 9:00~16:00

田原幼児園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp

第4回福咲婚♡福崎町婚活応援 ワークショップ&ちらし寿司作り

日本一の成婚率・指導実績を誇る講師とともに 出会い力を引き出しましょう。

今回はちらし寿司作りも実施します。

時 10月22日(日) 13:30~17:30(予定) (13:00~受付開始)

場 保健センター

容 講師によるワークショップ(約90分) ちらし寿司作り(約90分)/フリータイム

費 500円

参加資格 おおむね20~40歳前後の独身男女

募集人数 男女各10人程度

継続参加者・町内在住優先

応募多数の際は主催者にて調整いたします。

確認事項 氏名・年齢・住所・電話番号

申し込み・問い合わせ先

ベスパ(イベント業者) 2070-6688-4454

メール fukusakicon@gmail.com

問い合わせ 地域振興課地域づくり係(内線392)



中学3年生へのおさそい



がツラシステッラショ

今年も、中学3年生を対象に、受検勉強の対策と して"自習室"を提供します。静かな部屋で指導 員の先生といっしょに、勉強に集中して、実力ア ップを目指しましょう!!

<福崎西中学校区 > 文化センター

10月14日(土)・10月28日(土)・11月18日(土)

12月2日(土)・12月23日(土)・1月6日(土) 1月20日(土)

<福崎東中学校区>サルビア会館

10月21日(土)・11月11日(土)・11月25日(土)

12月9日(土)・12月16日(土)・1月13日(土)

1月27日(土)

<西・東中学校区合同>

2月17日(土)・3月3日(土).....文化センター 2月3日(土)・2月24日(土).....サルビア会館

*時間は9:00~11:30

*参加希望の方は文化センターにお申し込みくだ さい。(随時募集)

申し込み・問い合わせ先

福崎町土曜チャレンジ学習実行委員会 事務局 文化センター ☎22.3755

「巡回行政相談所」開設

日 時 10月20日(金) 13:00~15:00 場 所 文化センター

毎日のくらしのなかで、国や特殊法人などの 仕事について、苦情や意見・要望はありませんか。 行政相談を広く利用していただけるよう、巡 回行政相談所を開設します。相談は無料で、秘 密は固く守られます。気軽にご相談ください。

(総務課)

10月16日(月)~22日(日)は行政相談週間です

土地取引の届出を 10月は 土地月間 お忘れなく!

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度 県や町などが都市の発展と整備を促進するために、
 必要な土地を計画的に取得する制度のことです。 土地を譲り渡そうとする場合には、町に届け出な ければなりません。届出は土地を譲渡しようとす る日の3週間前までにしてください。また、地方 公共団体等に対して、土地の買取りを希望される 場合には、「申出」することができます。

届出が必要な面積

- 都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 200㎡以上
- 上記以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内 の土地 5.000㎡以上

申出ができる面積

- 都市計画区域内の土地 100㎡以上
- 都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上

国土利用計画法にもとづく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を 締結した日から起算して2週間以内に町を経由し て県知事に届け出なければなりません。

届出が必要な面積

• 市街化区域

2,000㎡以上

• 市街化区域以外の都市計画区域 5,000 m²以上

• 都市計画区域以外の区域

10.000㎡以上

問い合わせ先

- · 兵庫県 都市政策課 土地対策室 ☎078-341-7711(内線4735)
- ・役場 まちづくり課(内線337)